

第2回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成 21 年 4 月 20 日（月）18：30～20：40

場 所：小諸市役所 3 階第 1 委員会室

出席者：ワーキンググループ委員 19 名（欠席 1 名） アドバイザー、事務局 3 名

傍 聴：1 名

1 開 会

- ・傍聴を認めることとしたいがよろしいか。（座長）
よい。（全員）

2 議 題

(1)前回の確認・自治基本条例検討の進め方

- ・前回は、条例案の検討にあたっては分科会形式でなく全体で進めること、盛り込む内容を事務局案の承認ではなくワークショップの会議の中で記入していくこと、項目を広く検討していくことを確認した。（事務局）
- ・宿題となっていた市民の責務等を規定した条例等をまとめた資料をお配りした。検討していく中でその都度ご覧いただくようになる。検討は盛り込む内容を順次ワークシートに記入していき、整理後に条例案の検討をしていく。この流れについてはいかがか。（座長）
よい。（全員）

(2)目的・位置づけ・基本理念・基本原則の検討

- ・自治基本条例を制定する目的から議論していきたい。全体の項目を検討した後にまた検討することもあり得ると思うがどうか。（座長）
- ・資料の情報公開条例等を見るとものすごく分かりにくい。これが一般的な書き方か。（委員）
法律も含めて一般的な書き方である。条文は解釈が色々できては困るので厳密な書き方をしている。自治基本条例をどのようにするかは皆さんで決められる。（アドバイザー）
- ・ワークショップでも何回か出たように、平成 12 年からの地方分権の流れを分かりやすい言葉でどこかに謳うとよいと思う。（委員）
前回資料の「自治基本条例の必要性」で示しているようなことを謳うということか。（座長）
そうしたことを分かりやすい言葉でと言うこと。（委員）
- ・今日の段階では文章にまではならないと思う。意見をいただいて整理したものを改めて示すという方法でよいか。（座長）
よい。（委員）
- ・できるだけ分かりやすい言葉を使うことを共通の原則にしたい。誰が読んでも理解できるように、特に情報公開と協働について、自治法であまり規定されていない部分を小諸市独自に強調したいと思う。（委員）
条文のつくり方など基本的部分は従来どおりとなるが、その他は市民の皆さんにも見ていただけるような形にしたい。（委員）
- ・「市民活動が盛んで、暮らしやすい地域」など、検討シートに記載された市民会議での意見等の言葉を使ったらどうか。（委員）
暮らしやすい地域をつくることを目的にするということによいか。（委員）
基本理念から展開していったらどうか。（委員）

目的は皆さんが言われたようなことを盛り込んでいくということにしたい。(座長)

- ・目的は、市民会議で出ている意見でだいたいまとまりそうな気がする。(委員)

目的は、その都市が何のために条例をつくったかが出ている気がする。小諸はどういうことから自治基本条例をつくったかが分かるような内容にしたらどうか。目的には「自治基本原則を定める」ということを挙げたい。(委員)

市政の進め方のルールづくりが欠けているというのがつくる目的だと思う。小諸市の自治の進め方を定めるというのが大きな目的ではないか。(委員)

市民会議の意見を踏まえ、住みやすい地域づくりを進めるという形にしたい。(座長)

目的の内容・まとめ

自治の進め方を明らかにし、住みやすい地域を住民参加でつくっていく。

- ・次に条例の位置づけについて検討したい。(座長)

- ・資料にある例だと全て「最高規範」という位置づけになっている。規範は常識の最終形態というイメージがあるがどう考えたらよいか。これまでの検討の中で、条例がなくてもよいという話もあった。最初から最高規範という言葉を入れるべきかどうか考えたい。(委員)

他の条例に優先するという規定がないと、自治基本条例の内容に合わせて他の条例等の改正ができない。最高規範性は必要だと思う。(委員)

- ・規範と言う言葉は堅苦しい。分かりやすくしっかりした言葉が他にあるとよい。(委員)

私は逆にやわらかく感じる。(委員)

言葉は最終的に検討し、今はどの様な内容にするかを検討したい。(委員)

- ・条例を制定した自治体は、どの様に最高規範性を確保するかで苦労している。憲法のように改正しにくくすることで担保している事例もある。法律の基本法のように基本条例が変わると他の条例等も改廃されるということを示すために謳いこむ事例やそこまで想定せずに言葉を入れる事例もある。(アドバイザー)

- ・改正手続きを難しくする、言葉で謳うという2通りがあるがどうか。(座長)

- ・条例は時代で変わっていく。言葉で謳い、改正したいときにフレキシブルに変えられたほうがよいと思う。(事務局)

最高規範性を確保せず、自治基本条例に反する条例がつくられてしまえば意味がない。改正が難しすぎてもよくないと思う。(委員)

- ・最高規範という言葉を使うのはよいと思うが、重みがある言葉なので自治基本条例の内容をよく検討して、深い意味を持った条例にできたら使ってもよいと思う。(委員)

- ・最高規範については、自治の憲法と教わっていたのであまり抵抗なく受け入れられた。他の例では「市が定める」との規定が多いが「市民と市が定める」というような書き方にしたらどうか。(委員)

ここでいう市は、市役所ということではないと思う。(アドバイザー)

皆さんに選ばれた代表の議員が承認して民意を反映しているということで、ここでいう市は市全体のことを指している。(委員)

市民は市というと行政というイメージではないか。(委員)

そのほうが市民にとって分かりやすければ、使い分けてもよいと思う。(委員)

市には、説明会等における市の考え方という場合の市と、市の花という場合の市の2通りがある。使う状況により判断するものだと思う。(委員)

議会としては条例をつくる際にどう捉えているのか。(委員)

先ほど説明があったように市全体と捉えている。(委員)

定義で確認していくところだと思う。(委員)

市といえば行政と捉えることが違っていると気付いていってもらうことが重要ではないか。改正手続きについては「その他」の項目で検討するため保留とし、議論したという経過を残しておく。(座長)

- ・市(行政)という使い方を極力避けて「実施機関」などを使っていくのも一つの方法。これから議論する際に意識していけば、よいものができるのではないか。(委員)

条例の位置づけの内容・まとめ

他の小諸市の条例に優位する最高規範性を確保する。改正手続きについては「その他」項目で検討する。

- ・次に基本理念・原則に入る。原則は市民会議で3点挙がったが、他の事例ではたくさん出ている。(座長)

文は短いほどよい。他の条例と違うというものが文面から表れるものになればよい。(委員)

その意見に賛成。丸亀市の原則は分かりやすくとてもよい。こういった内容を盛り込んでいければよい。(委員)

- ・市民が何を一番望んでいるのかを広く聴く必要もあるのではないか。(委員)

この会議の中で誰のための条例をつくっていくかを考えれば、市民がどういうものを望んでいるのかがおのずと出てくると思う。(委員)

そういうことはこれまでも話してきた。もう決める段階に入ってきたので、ある程度ここで決めて市民全体に理解していただくしかないのではないか。目的なども自分なりに考えて来た。理念は「高い自治意識」「市民活動は、行政の適切な支援のもとで」の部分を生かして、原則は丸亀市が網羅しているので、これを基本にもう少し小諸らしくすればよいと思う。(委員)

- ・市民会議の意見を見ると、理念と目的に同じようなことが出ている。何度も書くよりは前文に書き込んだらどうかと思う。(委員)

- ・権利は主張するが義務的なことには出てこない人も自治意識を持ってやらねばというものにするために、理念には積極的参加と高い自治意識を載せたい。(委員)

- ・参加については市民の権利・責務・役割の中で謳ってもよい。(座長)

- ・資料の事例は市の職員がピックアップしたものが。

市の職員だが、よいものだからピックアップしたということではなく、あくまで参考ということで示した。(事務局)

- ・基本原則は丸亀市の5つを基本にするということではよいか。(座長)

- ・よい。(全員)

基本原則の内容・まとめ

- ・人権尊重 ・情報共有 ・市政参加の機会の保障 ・協働のまちづくり
- ・自治活動の自主性の尊重

- ・基本理念はどうなったか。(委員)

前文で、あるいは目的と重複するからという意見があったため先に進めた。(座長)

分かった。(委員)

- ・今回の内容は次回の検討前に整理してお示しする。今後検討していくためには、白紙でなく

ある程度文字になっていないと難しいため、その辺は事務局でつくらせていただいてもよい
か。(座長)

・よい。(委員)

・自分で考えた例文を事務局に届け、それをもとに事務局で例文をつくる方法はどうか。理念
は前文に入れるより、条文に入れる方が重みがあるのではないかと思うがどうか。前文は理
念的なものを避けてつくる方がよいのか、条例をつくる理由を入れる方がよいのかは分か
らない。(委員)

小諸市では前文を規定した条例が1つあったと思うが、あまり例がない。(座長)

どちらに載せるか以上にどういう理念でということを考えるのが重要ではないか。(委員)

それについては、このワーキンググループで決めないといけない。(アドバイザー)

議論を踏まえて皆さんに考えてもらい、事務局へ返していただいて次回検討することでよい
か。(座長)

よい。(全員)

前文、理念の考え方を各自がまとめるといふことか。(委員)

どこに規定するかはともかく、理念はどういったものがよいのか5月15日までに考えてい
ただきたい。(座長)

提出はメールでもよい。(事務局)

基本理念のまとめ

委員各自で自治基本条例の理念を事務局に提出し、まとめたものを次回に示す。

(3) その他

・次回の開催予定は事務局から提案したい。開催日程を広報でお知らせして傍聴に来ていただ
けるよう、月の上旬にと考えている。次回は6月1日(月)の今回と同じ時間に大会議室を
予定している。(事務局)

・伊賀市の理念にある補完性の原則について補足しておく。ヨーロッパで数年前にもてはやさ
れ日本でもはやったが、生活していく中で問題解決の責任者をまず自分と考え、解決できな
い部分を家族、コミュニティ、自治体、国家というように身近なところから順に補っていく
というもの。(アドバイザー)

・次回の議題になる各主体の権利・責務・役割についても意見があれば、基本理念と併せてお
出しいただきたい。(事務局)

・できるだけ皆さんのご意見をいただいて効率的にやっていきたい。(座長)

以 上